



足立区

防災まちづくり

基本計画

令和3年度～令和12年度

足立区防災まちづくり基本計画の改定にあたって

「足立区防災まちづくり基本計画」の策定は平成20年3月。その後、東日本大震災、令和元年の台風第19号などの災害が足立区を襲いました。

東日本大震災では区内に大きな被害はなかったものの、初めて経験した帰宅困難者対応、また台風第19号では区内すべての小中学校を避難所として開設などの経験を通じて、様々な課題が明らかになりました。区ではその都度「地域防災計画」を修正し、経験を生かすよう努めてきました。

今回はまちづくりの視点から本計画を見直し、道路・公園などの都市基盤整備とともに、区内に広がる防災上脆弱な市街地の整備・不燃化などの面的対策の強化に大きく踏みだします。

目指すべき姿を「防災・減災で築く強靱なまち あだち」と定め、計画目標を「震災」「水害」「復興整備」の3本柱で整理しました。施策には計画の進捗を管理するための具体的な指標を定め、PDCAサイクルを回しつつ、計画の着実な実現を目指します。

毎年秋に区民3千人を対象に実施している世論調査の結果を見ても、「災害対策の強化充実」は毎回トップに位置する区民要望の強い施策です。まちづくりというハード面、避難所整備などのソフト面、区としての対策に両面から力を注いでいきますが、災害には「自助」「共助」という「個人」「地域」での対策や連携も必要不可欠な観点です。災害対策を人任せにせず、当事者意識をもって、具体的な行動を起こしていただけるよう切にお願いいたします。

令和4年2月

足立区長 近藤 やよい

目次

序章

1	改定の背景	2
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけ	
	(1) 上位計画における位置づけ	3
	(2) 都市計画マスタープランにおける位置づけ	4
	(3) 地域防災総合計画における位置づけ	4
4	改定の方向性	
	(1) 旧計画の検証および今後の数値目標と手法	5
	(2) 災害対策として推進すべきその他の取り組み	7
5	計画の方針	
	(1) 計画の基本理念	8
	(2) 計画の目標	8

第1章 震災対策

第1節 区全域レベルの対策

1	延焼遮断帯の形成	
1-1-	(1) 都市計画道路の整備	10
1-1-	(2) 都市防災不燃化促進事業の推進	12
1-1-	(3) 最低限度高度地区・防火地域等による規制誘導	14
2	地域特性に応じた市街地整備	
1-2-	(1) 密集市街地整備事業の推進	16
1-2-	(2) 不燃化特区における取り組みの推進	18
1-2-	(3) 新たな防火規制区域の指定	20
1-2-	(4) 地域特性に応じた地区計画等の策定	22
1-2-	(5) 都市基盤の整備状況に応じた市街地整備	24
3	防災拠点・輸送路等の整備	
1-3-	(1) 災害備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	26
1-3-	(2) 緊急輸送道路の機能確保	27
1-3-	(3) 防災船着場と緊急輸送道路を結ぶネットワークの形成	29

第2節 地区レベルの対策

4 防災施設の整備

- 1-4-(1) 主要生活道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 1-4-(2) 細街路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 1-4-(3) 防災・減災の拠点となる公園の整備・・・・・・・・・・ 34
- 1-4-(4) 消防水利等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 1-4-(5) 無電柱化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

5 避難所等の整備

- 1-5-(1) 避難場所の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 1-5-(2) 避難所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 1-5-(3) 駅前滞留者の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第3節 建築物レベルの対策

6 新しい建物の安全性の向上

- 1-6-(1) 建築確認申請における指導強化・・・・・・・・・・ 45
- 1-6-(2) 生垣緑化等への誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

7 既存建物の安全性の向上

- 1-7-(1) 無接道家屋の建替えの促進・・・・・・・・・・ 47
- 1-7-(2) 耐震改修等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 1-7-(3) 空き家対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 1-7-(4) 老朽建築物の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第2章 水害対策

第1節 区全域レベルの対策

1 治水対策

- 2-1-(1) 高規格堤防の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 2-1-(2) スーパー堤防の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2-1-(3) 調節池の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 2-1-(4) 高台まちづくりの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

第2節 地区レベルの対策

2 避難所等の整備

- 2-2-(1) 分散避難等の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2-2-(2) 避難所運営の体制強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 2-2-(3) 垂直避難施設の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第3節 建築物レベルの対策

3 建築物の水害対策

- 2-3-(1) 学校施設の水害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
- 2-3-(2) 高層建築物、地下街の安全性の向上・・・・・・・・・・66
- 2-3-(3) エレベーターの安全性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・68

第3章 区民等と一体となった復興体制の整備

第1節 被災に備えた職員の取り組み

1 都市復興マニュアルによる役割の明確化

- 3-1-(1) マニュアルに沿った復興体制の整備・・・・・・・・・・70
- 3-1-(2) マニュアルに沿った都市の復興・・・・・・・・・・72
- 3-1-(3) マニュアルに沿った住宅の復興・・・・・・・・・・74

2 復興まちづくり訓練等の実施

- 3-2-(1) 復興まちづくり訓練の実施・・・・・・・・・・75
- 3-2-(2) 被災地応援派遣体制の整備・・・・・・・・・・76

【参考資料】

- 施策指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
- 【第9回 東京都地震に関する地域危険度測定調査（令和4年9月公表）】・・・・・・・・86
- ☒ 建物倒壊危険度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
- ☒ 火災危険度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
- ☒ 総合危険度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

序 章

1 改定の背景

平成20年3月の旧計画策定時からおよそ14年が経過し、この間、東日本大震災や熊本地震の発生に加え、令和元年東日本台風（台風19号）など、近年、激甚化する豪雨災害も頻発しています。

また、足立区政に関する世論調査において、防災対策は区の取り組みとしての重要度が毎回トップに位置しており、より一層の防災対策の強化が求められています。

本計画は、これまで発生した災害の教訓から浮き彫りとなった新たな課題を踏まえ、上位計画や関連計画との整合を図り改定するものです。

【各計画の改定経緯】

年度	主な災害	基本構想 基本計画	足立区都市計画 マスタープラン	本 計 画	その他の関連計画
H16	新潟県中越地震	改 定			
H17			改 定		
H19				改 定	
H20					都市復興マニュアル
H22	東日本大震災				
⋮					
H28	熊本地震	改 定			
H29	九州北部豪雨		改 定		地域防災計画 地区環境整備計画
R 元	台風19号				
R2	熊本豪雨				都市復興マニュアル
R3				改 定	

2 計画の期間

令和3年度から概ね10年間とします。令和7年度には中間検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。

【計画スケジュール】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
業務内容	計画期間10年間										改定(次回)
	改定				中間検証				見直し期間		

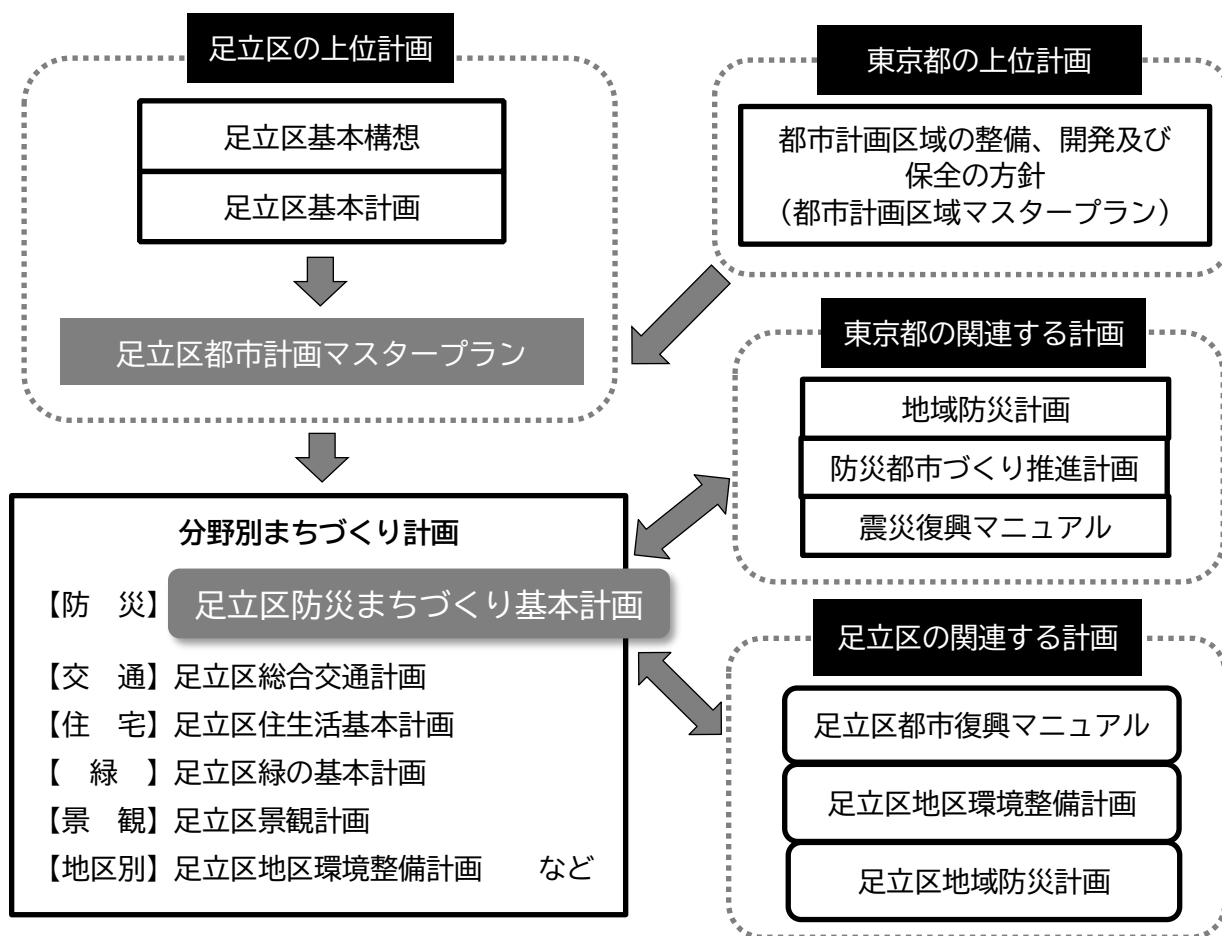
3 計画の位置づけ

(1) 上位計画における位置づけ

本計画は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第18条※に基づき定めるもので、「足立区都市計画マスタープラン」を上位計画とする防災分野のまちづくり計画です。

また、防災面で関連のある「足立区都市復興マニュアル」「足立区地区環境整備計画」「足立区地域防災計画」及び東京都の関連計画との整合を図った、足立区防災まちづくりの基本的な計画です。

【足立区防災まちづくり基本計画の位置づけ】



区・都市計画マスタープラン



※ 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第18条（分業別のまちづくり計画）

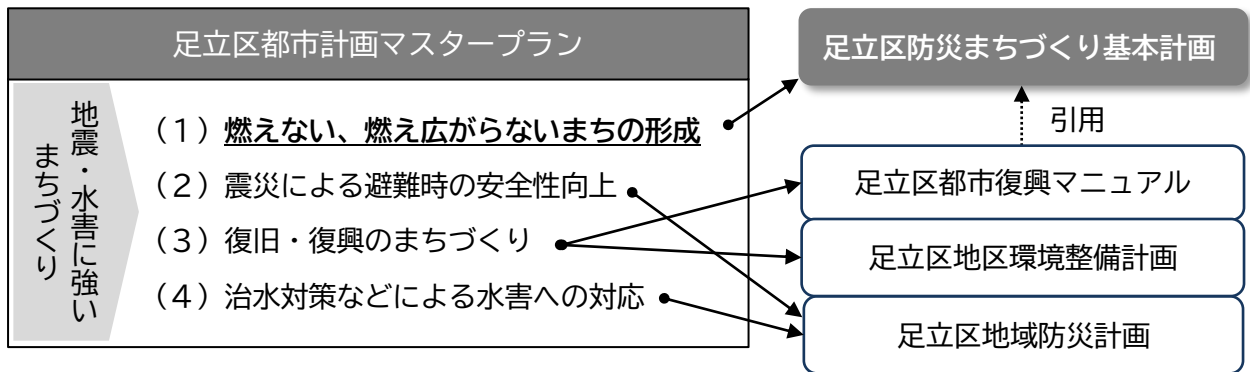
区長は、前条の規定により策定した都市計画マスタープランに基づき、分業別のまちづくり計画（防災、交通、住宅、緑及び景観等のそれぞれの分野における基本的な考え方に沿ったまちをつくるための計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

(2) 都市計画マスタープランにおける位置づけ

足立区都市計画マスタープランでは「地震・水害に強いまちづくり」を防災まちづくりのテーマに掲げ、その具体策として「燃えない、燃え広がらないまちの形成」「震災による避難時の安全性向上」「復旧・復興のまちづくり」「治水対策などによる水害への対応」を示しました。

本計画においてはこの4つのうち、主に「燃えない、燃え広がらないまちの形成」、つまり震災対策に関する具体的内容を定めます。また、「震災による避難時の安全性向上」「治水対策などによる水害への対応」に関しては足立区地域防災計画に、「復旧・復興のまちづくり」に関しては足立区都市復興マニュアル及び足立区地区環境整備計画に示された計画を引用します。

【都市計画マスタープランとの関連】



(3) 地域防災総合計画における位置づけ

区では、災害対策を総合的かつ計画的に推進するために、足立区災害対策条例第12条第1項に「地域防災総合計画」を定めています。

また、同施行規則第3条において、「防災まちづくり基本計画（本計画）」「地域防災計画（震災編）」「防災コミュニティ計画」を統合したものを「地域防災総合計画」としています。

本計画は、地域防災総合計画の中の地震災害を対象とした、都市における防災対策に関する計画です。

【地域防災総合計画の全体構成】

		災害発生時		
		災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興計画
地域防災総合計画	防災まちづくり基本計画			
	地域防災計画			
	防災コミュニティ計画			

4 改定の方向性

旧計画策定時からの取組みにより一定の成果は出ていますが、区内には狭あい道路が多く、公園が少ない密集市街地や地震被害の危険度が高い地域がまだ多く残されています。地震災害に備え、道路、公園などの都市基盤整備とともに、区内に広がる災害上脆弱な市街地の整備・不燃化等の面的防災対策のより一層の強化が求められています。

そのため、区は今後、さらに市街地全域の建替え誘導による耐震化や不燃化促進、生活道路レベルに設けるミニ延焼遮断帯の形成など、広範な面的拡大を図り、市街地の整備・不燃化を加速させます。

(1) 旧計画の検証および今後の数値目標と手法

区は都市防災不燃化促進事業による耐火建築物等への建替え促進、密集市街地整備事業及び細街路整備事業等を進め、旧計画で示した防災まちづくりの数値目標の達成を目指して取り組んできました。その結果ア及びイに示すとおり、区内の不燃領域率は目標を概ね達成しています。

一方で、ウに示す都市計画道路の整備による防火帯の形成は数値が伸びていないことから、今後より一層、東京都と連携を深め、延焼遮断帯の形成に力を入れていくことが必要です。

ア 密集事業地区内の不燃領域率

平成 19 年度 当初	平成 28 年度 目標値 (旧計画)	密集事業地区	令和 2 年度末 時点 達成値	令和 12 年度 目標値 (本計画)
37%	40%	足立一・二・三・四丁目地区※ ¹	52.8%	70%
		関原一丁目地区※ ²	48.2%	
		西新井駅西口周辺地区	55.6%	
		千住仲町地区	59.2%	
—	—	千住西地区※ ³	57.0%	

※1 令和 元年事業終了時点

※2 平成 25 年事業終了時点

※3 令和 元年より事業導入

【目標達成のための取組み内容】

- ・密集市街地整備事業の推進
- ・防災街区整備地区計画によるまちづくりの推進

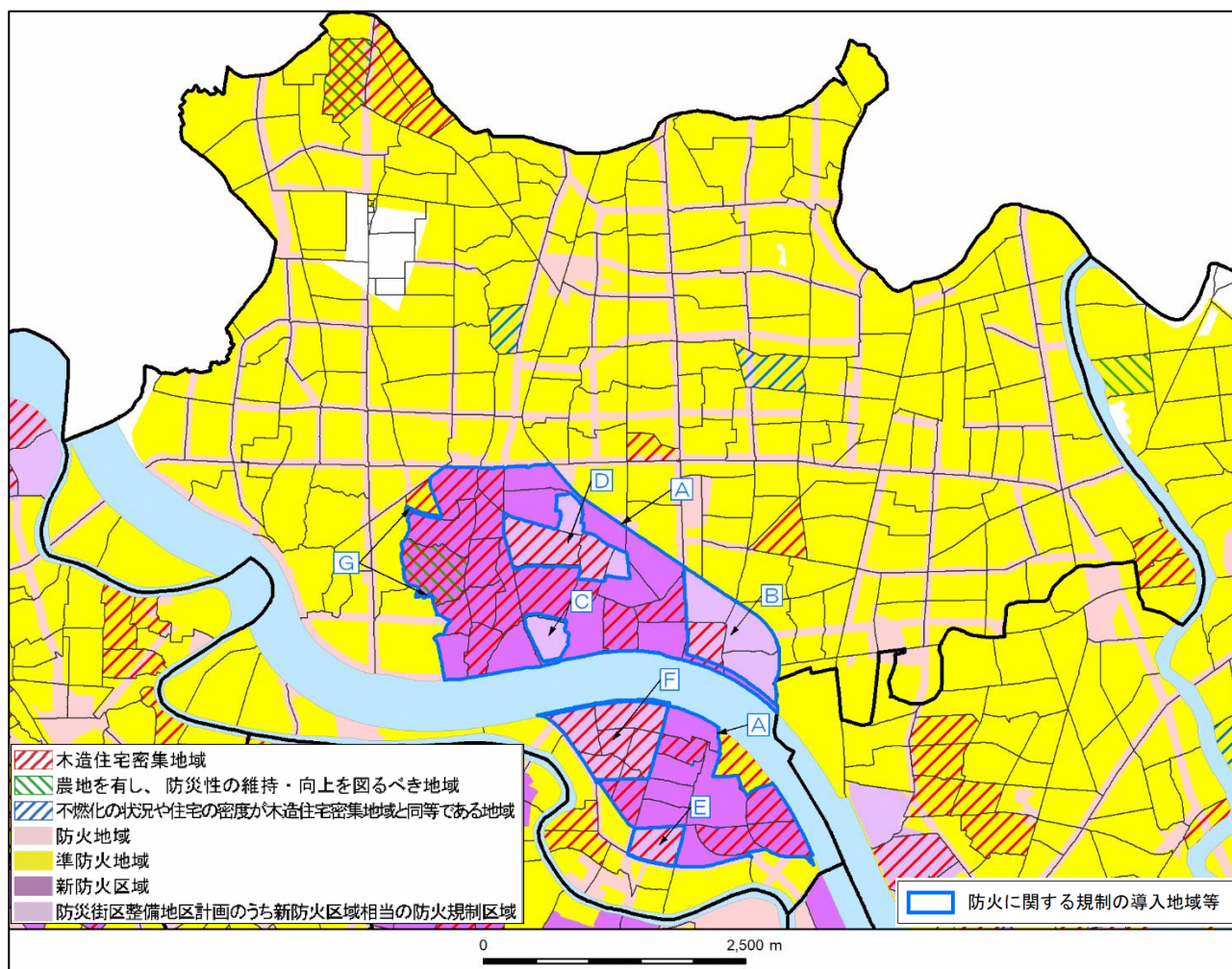
イ 重点整備地域における不燃領域率

平成 19 年度 当初	平成 28 年度 目標値 (旧計画)	地区	令和 2 年度末 時点 達成値	令和 12 年度 目標値 (本計画)
50%	60%	足立区中南部一帯地区	62.74%	70%
		西新井駅西口周辺地区	56.02%	
		上記 2 地区合算	62.17%	

【目標達成のための取組み内容】

- ・ 不燃化特区における取組みの推進
- ・ 新たな防火規制区域の指定
- ・ 地域特性に応じた地区計画等の策定

【参考】木造住宅密集地域等



【出典：令和 3 年 3 月改定 防災都市づくり推進計画 整備プログラム一部加工】

ウ 都市計画道路の整備により防火帯の基礎ができた防災生活圏の地区数

平成 19 年度 当初	平成 28 年度 目標値 (旧計画)	令和 2 年度末時点 達成値
40 地区	45 地区	41 地区

【目標達成のための取組み内容】

- ・都市計画道路の整備
- ・都市防災不燃化促進事業の推進
- ・最低限度高度地区・防火地域等による規制誘導

(2) 災害対策として推進すべきその他の取組み

- ・主要生活道路の整備
- ・細街路の整備
- ・防災・減災の拠点となる公園の整備
- ・消防水利の整備
- ・無電柱化の推進
- ・生垣緑化等への誘導
- ・無接道家屋の建替えの促進
- ・耐震改修等の促進
- ・空き家対策
- ・老朽建築物対策
- ・水害に備えたまちづくりの促進
- ・被災に備えた施設づくり
- ・復旧・復興の計画づくり

5 計画の方針

(1) 計画の基本理念

本計画は、足立区都市計画マスタープランの「地震・水害に強いまちづくり」を踏まえ、以下を防災まちづくりの基本理念とします。

～ 防災・減災で築く強靱なまち あだち ～

(2) 計画の目標

【計画目標1】 首都直下型地震に備えたまちづくり

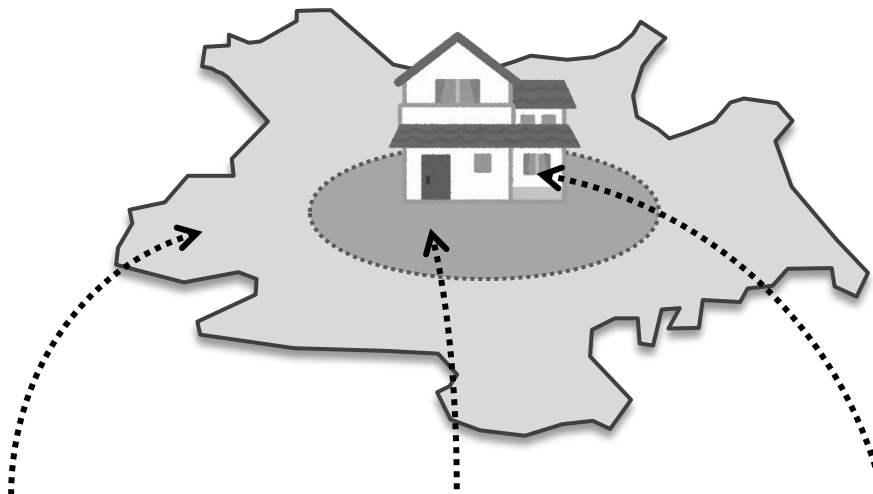
【計画目標2】 浸水被害に備えたまちづくり

【計画目標3】 被災時における復興体制の整備

本計画では、足立区・東京都・国と区民及び事業者が協力して、災害に対して強靱なまちを築くことを目指し、「区全域レベル」「地区レベル」「建築物レベル」の分類ごとに取り組みの方向性を整理します。

各レベルの対策が相互に連携することで、防災まちづくりを効率的に進め、本計画が目指す「災害に対して強靱なまち」を築きます。

【災害に強いまちづくりに向けた3つの対策】



1 区全域レベルの対策	2 地区レベルの対策	3 建築物レベルの対策
都市計画道路、河川、鉄道により都市の骨格となる延焼遮断帯を形成するとともに、事業の導入により木造住宅密集地域における問題改善を図ります。	身近な公園緑地、及び主要生活道路、細街路の整備等を行い、防災性が高い地区を形成します。	区民等が自らの建物・敷地・施設の安全性を向上させ、災害に強い建物とします。そのために区は必要な支援を行います。

各々のレベルの整備が相互に連携し、防災まちづくりが効率的に進む

「災害に対して強靱なまち」を築く